

宮内庁デジタル人材確保・育成計画【概要版】

本計画は、最高情報セキュリティ責任者及びデジタル統括責任者の下、統括部局及び一定のシステム所管部局の体制を整備するとともに、あらゆる部局で、DX や業務改革（BPR）、データ利活用等を進めるために必要な人材を確保・育成していくため、以下の通り「宮内庁デジタル人材確保・育成計画」を策定する。

宮内庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ必要に応じて、適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととする。

1. 体制の整備と人材の拡充

宮内庁では、IT・セキュリティに係る統括部局の体制の整備や行政課題の解決に向け、DX や BPR、データ利活用が有効と考えられる部局において必要な人材を活用できるよう、必要な機構・定員要求を行う。

また、人材の拡充及び能力の向上のため、IT・セキュリティに係る素養のある人材の採用や、適性をよく見極めるとともに業務への習熟期間も考慮した配置を行うなどの人材の育成に重点を置いた取組を進める。

2. 有為な人材の確保

採用時の面接等においては、IT・セキュリティに係る素養（専攻分野、資格の取得状況、民間企業等における実務経験など）及び関係業務への意欲を確認し、適性のある人材の確保に努める。なお、国家公務員一般職「デジタル・電気・電子」区分からの採用に取り組む。

新規採用により確保した人材については、出向や研修等を通じ、所掌事務に関する知識・経験、IT・セキュリティに関する一定の専門性の付与、適性の有無の判断等を行うものとする。

3. 政府デジタル人材育成支援プログラム

宮内庁では、政府デジタル人材育成に関する研修については、デジタル庁及びNCOにおいて用意する研修を活用し、毎年15名程度の受講を目標に実施していくものとする。また、研修修了者に対しては、業務経験も踏まえてスキル認定を行う。

インシデントレスポンスに関する業務経験や情報システム改革に関する業務経験は有意義であると考えられるため、これらの業務を所掌する政府部内機関への出向を実施する。

4. 人事ルート例

（1）全体的なキャリアパス像

情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策に取り組む体制を整備するために必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に係る経験や知識・能力の習得の観点から、

適正なキャリアを積む。

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

① 情報システムについて経験することが想定される課室と役職

i) 長官官房秘書課情報化推進室

室長、課長補佐(情報係、情報セキュリティ係及びDX推進係担当)、情報技術専門官、DX推進専門官、情報総務専門官、情報係長、情報係員、情報セキュリティ係長、情報セキュリティ係員、DX推進係長

ii) 長官官房総務課広報室(宮内庁公開システム(宮内庁ホームページ)所管)

iii) 長官官房秘書課調査企画室(宮内庁公開システム(情報公開システム)所管)

iv) 管理部管理課(宮内庁公開システム(参観システム)所管)

v) 京都事務所管理課(宮内庁公開システム(参観システム)所管)

vi) 正倉院事務所庶務課(宮内庁デジタルアーカイブシステム(正倉院宝物管理システム)所管)

vii) 書陵部図書課(宮内庁デジタルアーカイブシステム(書陵部所蔵資料目録・画像公開システム)所管)

viii) 京都事務所庶務課(宮内庁デジタルアーカイブシステム(京都事務所管理公開システム)所管)

ix) 宮内庁病院(医療用画像管理システム)

② セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

i) 長官官房秘書課情報化推進室

室長、課長補佐(情報係、情報セキュリティ係及びDX推進係担当)、情報技術専門官、DX推進専門官、情報総務専門官、情報係長、情報係員、情報セキュリティ係長、情報セキュリティ係員、DX推進係長

5. 幹部職員を含む一般職員の情報リテラシー向上

情報システム及び情報セキュリティに関するリテラシー向上のため、次の研修等を行う。

- ・新規採用職員向け研修(講義形式)
- ・情報セキュリティ責任者等向け研修(eラーニング形式)
- ・全職員向け研修(eラーニング形式)
- ・中堅係長又は係員向け研修(講義形式)
- ・情報セキュリティアンバサダー向け研修(オンライン形式)
- ・CSIRT要員向け研修(講義形式)
- ・最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者向け研修(講義形式)